



湯沢市複合公共施設 使用料減額団体登録のしおり 【新規登録用】

<令和8年9月作成>

<問い合わせ>

湯沢市 教育部 生涯学習課 複合公共施設開設準備室

☎ 0183-56-7040

1 生涯学習機能の諸室使用料減免制度について

複合公共施設 Yuinas（以下「施設」という。）では各種団体の活動を推進するため、湯沢市複合公共施設管理運営規則（以下「規則」という。）第10条に定める以下の基準に基づき、生涯学習機能の諸室使用料について減額または免除を行います。

（使用料の減免の基準）

(1) 市が主催する事業または市が共催する事業に使用する場合	免除
(2) 自治活動を行う市内の団体が湯沢市複合公共施設条例（以下「条例」という。）第1条の設置目的に資する公共的な活動に使用する場合	免除
(3) 市内に活動拠点を置く社会福祉団体が条例第1条の設置目的に資する公共的な活動に使用する場合	免除
(4) 市内の保育園、幼稚園、小学校または中学校の教育活動に使用する場合	免除
(5) 自治活動を行う市内の団体がその活動目的に沿って使用する場合	減額
(6) 市内に活動拠点を有し、教育委員会が認めた団体がその活動目的に沿って使用する場合	減額
(7) 前各号に掲げるもののほか、公益上特に必要があると教育委員会が認める場合	減額または免除

上述の(6)による諸室使用料の減額を受けようとする団体は、湯沢市複合公共施設使用料減額団体登録要綱（以下「要綱」という。）に基づき、市から団体登録を受ける必要があります。

2 登録要件

団体登録を受けるためには、以下の（１）～（３）に示す全ての項目に該当する必要があります。

（１）活動目的、活動内容

① 市が推進する施策の目的に合致する活動をしていること。

＜例えば以下のような活動＞

- 文化・芸術・芸能活動（合唱、合奏、演劇、絵画、手芸、書道など）
- 体育・レクリエーション・スポーツ振興活動（各種スポーツ、レクダンスなど）
- 学習活動（講演会、講習会、研修会、各種調査研究、歴史、文学など）
- ボランティア活動
- 保健福祉の増進を図る活動
- まちづくり、地域おこしの推進を図る活動

など

- ② 施設の設置目的に合致している活動をしていること。

＜施設の設置目的＞ ※湯沢市複合公共施設条例第1条から

「子どもから高齢者まで多くの世代が集い、多様な学習及び活動の場を創出するとともに、子育て支援の充実や地域の活性化を図るため、湯沢市複合公共施設（以下「複合施設」という。）を設置する。」

- ③ 市又はその他団体が主催する事業等を通じて、活動成果を地域に還元していること

＜例＞

- 市内外における各種大会、イベント、コンクールなどへの参加
 - 不特定多数を対象とした教室、講座、講演会、セミナー、展示会等の開催
- など、活動の成果を身近なかたちで地域に届けていること

（２）団体構成

- ① 市内に所在地を有する団体であること。
- ② 会員数が５人以上かつ会員の半数以上が市民であること。
- ③ 団体の代表者が成人していること。
- ④ 活動目的に賛同する市民の入会を制限せず、会員の募集活動に取り組んでいること。

（３）運営方法

- ① 年間を通じ定期的または継続的な活動を行っていること。
- ② 会員の総意によって、自主的かつ組織的な運営がされていること。
- ③ 活動に必要な会費などの自主財源をもち、収支決算が適切に行われていること
- ④ 団体の定款、規約等により、活動目的および代表者が定められていること

※ （１）～（３）の要件にかかわらず、以下のいずれかに該当する団体は使用料減額団体として登録できません。

- ① 営利を目的とした団体
- ② 活動に伴い、会員間で報酬、謝金等の授受が発生する団体

＜例＞

●団体の代表者（会員）が踊りの指導者として他の会員に指導を行っており、会費に代表者への謝礼が含まれている場合

➔ 会員間で報酬の受け渡しがある塾や教室と同じ形態と認められるため、②に該当します。

●団体の会員ではない外部講師に、会費から報酬を支払う場合

➔ 会員間の報酬の受け渡しがないため、②に該当しません。

- ③ 政治活動または宗教活動を目的とした団体
- ④ 暴力団または暴力団員が所属する団体
（暴力団の活動を助長または利益を供与する活動を行う団体も含む）
- ⑤ その他公序良俗に反する活動を目的とした団体

3 各種手続

(1) 新規登録手続

- ① 湯沢市複合公共施設使用料減額団体登録申請書・更新申請書兼内容変更届(様式第1号。以下「申請書」という。)ほか必要書類を市に提出してください。

【必要書類】

- 申請書(様式第1号) ➡記載例1を参照
 - 団体の会則または規約等 ➡記載例2を参照
 - 団体役員名簿および会員名簿 ➡記載例3を参照
(連合体の場合は構成団体名簿も提出してください。)
 - 年間の活動計画書等、団体の活動計画が分かるもの ➡記載例4を参照
 - 年間の収支計画書等、団体の収支計画が分かるもの ➡記載例5を参照
 - その他市が必要と認める資料
- ※ 申請時、「団体の代表者が成人であること」が分かる身分証(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険証など)を市の担当者にお見せください。
- ※ できるだけ代表者(申請者)ご本人にお手続いただくようお願いします。

- ② 団体が登録要件を満たしているか、市が確認します。

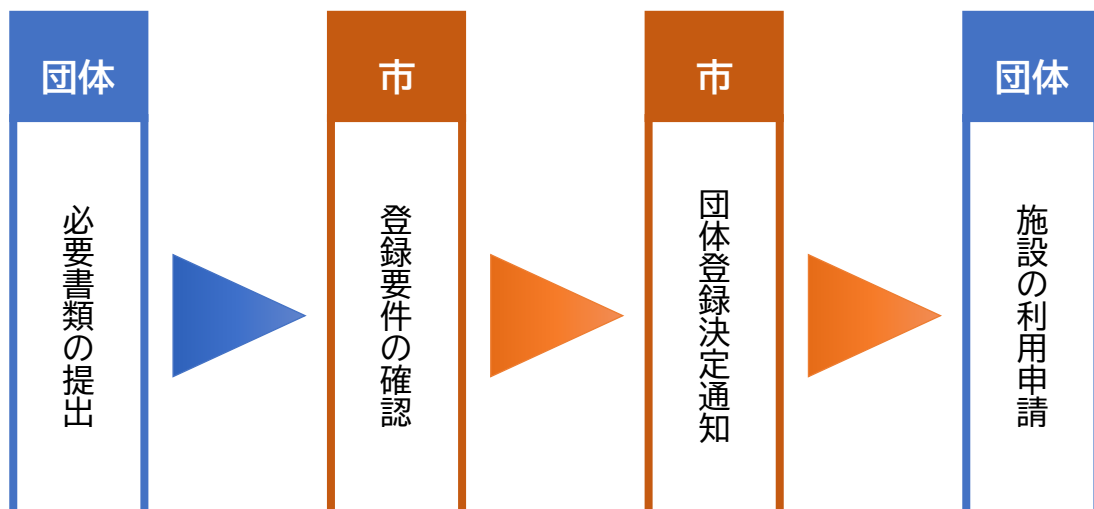
- ③ 登録要件を満たす場合、湯沢市複合公共施設使用料減額団体登録決定・更新決定通知書(様式第2号。以下「通知書」という。)により登録団体として決定したことを、団体にお知らせします。

登録期間は通知書に記載の「登録年月日」から「その年度の末日」までです。

※例：登録の通知を受けた日が令和8年度中の場合、登録有効期限は令和9年3月31日まで。

- ④ 施設を利用する際には、利用受付時に通知書をご提示ください。

《手続の流れ》



記載例 1

令和●年 ●月 ●●日

湯沢市複合公共施設使用料減額団体登録申請書・更新申請書兼内容変更届

次のとおり団体の登録・更新・内容変更を申請・届出します。

※更新申請・内容変更の場合は、「登録番号」を記入してください。

※内容変更の場合は、「団体名」「変更となる箇所」「変更理由」を記入してください。

団体名	(ふりがな) ゆざわおんがくあいこうかい		登録番号	
	ゆざわ音楽愛好会		会員数	10 人
団体所在地	〒012-×××× 湯沢市佐竹町××-××			
代表者 (申請者)	氏 名	(ふりがな) さたけ たろう 佐竹 太郎		
	住 所	☒ 団体所在地 と同じ	(団体所在地と異なる場合、記入してください。) 〒	
	電話番号	090-××××-××××		
代表者以外の 連絡先 (連絡のとれる方)	氏 名	(ふりがな) さたけ はなこ 佐竹 花子		
	電話番号	080-××××-××××		
会費	一人あたり 年・月・週・その他 () 500 円			
活動種別 (目的)	次のうち該当する項目にチェックを付けて下さい。 ☒ 文化・芸術・芸能活動(合唱、合奏、演劇、絵画、手芸、書道など) ☐ 体育・レクリエーション活動(各種スポーツ、レクダンスなど) ☐ 学習活動(講演会、講習会、研修会、各種調査研究、歴史、文学など) ☐ ボランティア活動 ☐ 保健福祉の増進を図る活動 ☐ まちづくり、地域おこしの推進を図る活動 ☐ その他 ()			
活動内容	合唱の練習。市内音楽イベントへの出演		活動予定	年・月・週 2 回
確認事項 (チェックを付けて下さい)	☒ 私たちの団体は、会員の募集活動に取り組んでいます。 ☒ 私たちの団体は、活動の成果を身近なかたちで地域に届けています。			
変更理由				

市処理欄のため、記入不要。

記載例 2

ゆざわ音楽愛好会 規約

(名称)

第1条 この会は、ゆざわ音楽愛好会（以下、「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、湯沢市佐竹町1番1号に置く。

(目的)

第3条、本会は、合唱活動を通じて音楽文化を学び、地域の音楽芸術の発展に寄与するほか、年齢や経験を問わず、会員同士の交流を通じて地域に根ざした仲間づくりを促進する

(活動内容)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う

(1) 合唱活動

(2) 音楽イベントへの出演

(会員及び入退会)

第5条 会員は、本会の目的に賛同する者とする。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 会計 1名

(4) 監事 1名

2 役員は、会員の互選による。

(会議)

第7条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

(経費)

第9条 本会の運営に要する経費は、会員の会費、事業に伴う収入、補助金及び寄附金等をもって充てる。

(規約の改正)

第10条 この規約は、総会において審議し、出席会員の過半数の決議をもって改正することができる。

附 則

この規約は、令和▲年▲月▲日から施行する。

- 決められた様式はありませんが、
 - ・規約等の施行日(申請以前の日付)
 - ・団体所在地
 - ・活動目的
 - ・活動内容
 - ・役員(組織体制)を明記してください。
- 既存の規約等を提出される場合は、登録要件を満たす内容かご確認ください。

記載例 3

団体会員名簿

団体名 ゆざわ音楽愛好会

No.	役職	氏名	所在地
1	(代表者) 会 長	さたけ たろう 佐竹 太郎	市内
2	副会長	さたけ はなこ 佐竹 花子	市内
3	会 計	(ふりがな) ●● ●●	市内
4	監 事	(ふりがな) ●● ●●	市内
5		(ふりがな) ●● ●●	市内
6		(ふりがな) ●● ●●	市内
7		(ふりがな) ●● ●●	市内
8		(ふりがな) ●● ●●	市外
9		(ふりがな) ●● ●●	市外
10		(ふりがな) ●● ●●	市外

- 決められた様式はありません。会員の役職、氏名、所在地(市内・市外)がわかる書類が既にあれば、新たに作成いただく必要はありません。
- 申請時、「団体の代表者が成人であること」が分かる身分証などお見せください。
(写しの提出は不要です。)
例：マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど

記載例 4

団体活動計画

団体名 ゆざわ音楽愛好会

活動年度：令和●年度

時期	活動内容
毎月第2・第4 土曜日	合唱の練習 (会場：複合公共施設 Yuinas)
6月下旬	〇〇コンクールへの出演
8月中旬	〇〇夏祭りへの出演
11月	〇〇交流会への出演

- 決められた様式はありません。活動の時期や活動内容などが記載されている書類が既にある場合は、新たに作成いただく必要はありません。
- 活動計画として、複合公共施設での定期的な活動のほか、各種行事等への参加予定も記載してください。

記載例 5

団体収支計画書

団体名 ゆざわ音楽愛好会

【収入】

項目	予算額（円）	摘要
会費	60,000	500 円×10 人×12 か月
繰越金	3,000	前年度繰越金
計	63,000	

【支出】

項目	予算額（円）	摘要
使用料	14,400	音楽室（大）使用料 300 円×2 時間練習＝600 円 →600 円×24 回＝14,400 円
参加料	20,000	各種イベントへの参加費
その他	28,600	衣装クリーニング費用など、雑費
計	63,000	

- 決められた様式はありません。当該年度の活動に係る収支（予定）が記載されている書類が既にある場合は、新たに作成いただく必要はありません。
- 収支計画において複合公共施設の使用料を記載する場合、通常使用料（減額前の使用料）を記載してください。

4 登録団体の諸室使用料について

諸室使用料には、年間を通じて冷暖房料も含まれます。

その他、有料の備品を使用する場合は別途備品使用料が発生します。

部屋名	通常諸室使用料 (1時間)	減額分 (1時間)	登録団体の諸室使用料 (1時間)
研修室 A	300 円	▲100 円	200 円
研修室 B	200 円	▲50 円	150 円
研修室 C	200 円	▲50 円	150 円
和室 A	150 円	▲50 円	100 円
和室 B	150 円	▲50 円	100 円
音楽室 (大)	300 円	▲100 円	200 円
音楽室 (小)	100 円	(減額なし)	100 円
多目的ルーム	750 円	▲250 円	500 円
調理室	450 円	▲150 円	300 円

5 その他

- ① 通知書を紛失または著しく損傷した場合など、再交付が必要な場合は市までご連絡ください。
- ② 登録団体については、その活動状況を公表させていただきます。
【公表する内容】
 - 団体名
 - 活動内容